

令和7年度 川本小学校いじめ防止基本方針



川本町立川本小学校の教育

【教育目標】

ふるさとを原点に 豊かに学び たくましく育つ児童の育成

【めざす子どもの姿】

自らすすんで学ぶ子
仲間・他者とかかわる子
たくましく生きる子

【教育の基盤】

人権教育、道徳教育を基底に据えた教育活動の推進
子ども理解に基づく積極的な生徒指導・特別支援教育の充実



生徒指導重点目標

- ・一人ひとりを大切にしたい児童理解
- ・安心して学べる環境づくり

【全職員でめざす生徒指導の視点からの学校像・児童像】

- 誰にでも発言できる、誰の意見も聞く学級づくり
- お互いのよさを認め合う学級づくり
- いやなことをされたときは「いや」と言える子どもづくり

いじめ防止対策委員会が中心となり全職員で取り組み、すべての子どもたちにとって心の居場所のある魅力ある学校づくり

いじめ防止対策委員会：校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、担任等

「いじめ」とは 《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場にたって行うものとする。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

いじめ問題についての基本認識

- ◆いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得る。
- ◆いじめは、重大な人権侵害であり人間として絶対に許されない。
- ◆いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◆いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ◆いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に接触する。
- ◆いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◆いじめには、教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。
- ◆いじめは発達期の子どもに甚大な影響を及ぼす。
- ◆いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ◆いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
（「島根県いじめ防止基本方針」参考）

職員のいじめに対する基本姿勢

- ◇「いじめは人間として許されない」という意識の徹底
- ◇職員自らの人権感覚を磨き、いじめを見抜く力を高める
- ◇いじめられている児童には非はないという認識に立った親身な対応
- ◇いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組
- ◇いじめの未然防止のための開発的・予防的・積極的な取組の充実
（生徒指導、道徳教育等）

三つの柱

未然防止

早期発見

早期対応

未然防止の取組

（居場所づくり 風土づくり 絆づくり）

いじめが起きにくい学校・学級風土

ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらないうおいに満ちた風土をつくりだす、【居場所づくり】の発想の取組

- いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等の改善を図ることで未然防止を図る。
- いじめに向かわせる要因（①友人ストレッサー②競争的価値観③不機嫌怒りストレス）の改善
- 自己存在感や充実感を感じ安心できる「授業づくり」や「集団づくり」を進める。⇒学び合い・仲間づくり
- 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける場所【居場所】をつくる。

教職員の心構え

- ◇不安や悩みを受容する姿勢をもつ
- ◇「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める
- ◇心の居場所づくりに努める
- ◇一人ひとりの心の理解に努める
- ◇個性を認め合う学級経営に努める

いじめに向かわない児童生徒

児童一人ひとりが「いじめは絶対だめだよ」と言えるように育つことを促す、【絆づくり】の発想の取組

- いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因（ストレッサー）に対して、そんなものには負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言えるような児童とその集団を育てる。
- 人と関わることを喜びと感じる体験《集団体験》を提供する。
- 主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っている自己有用感を児童全員が感じ取れる絆づくりを進める。
- 授業や行事の中ですべての児童が活躍できる場面をつくりだし（絆づくりのために場づくり）児童の自己有用感を高める。
（授業、学級経営、特別活動、行事等）

令和7年度の具体的施策から

仲間・他者とかかわる子

- ①自分のよさや友達のよさがわかり、相手の気持ちを理解しようとする子の育成【人についての教育】
 - ㊦ 縦割り班活動の充実などによる、人権意識を高める活動の実施（縦割り班出発式・縦割り班遊び・人権集会・人権の木・生活目標）
 - ㊧ 特別支援教育や通級指導教室への理解を全校で深めるために、各教室で理解教育を実施する。（実施後に感想・アンケートをとる。）
 - ㊨ 人権・同和教育に視点をあてた授業公開を行う。（指導案と資料、感想をまとめ、次年度へつなげる。）
- ②子ども達とともに作りあげるよりよい学校生活【人権を通じての教育】
 - ㊦ 毎月の生活目標を達成するために、学級や委員会での具体的な取組を考え実施する。
 - ㊧ 取組についての成果や課題を職員会議や生徒指導部で共通理解し、翌月に生かす。
- ③具体目標 より深い児童理解の推進【人権としての教育】
 - ㊦ 児童アンケートやQUの結果をもとに、学級経営や仲間づくりに関する校内研修を行う。（夏季休業中に分析を行い、2学期の学級づくりに生かす。）
 - ㊧ 子どもを語る会を各学期に設定する。

早期発見の取組

日常の観察

☆小さなサインを見逃さない日常の観察

（日頃から担任が観察）（健康観察は全職員がするということに、担任以外の職員も観察の意識を高く持つ）（観察する意識を、職員ふりかえりチェックシートで確認）

☆学校・学級で見せない児童の様子、言動にも日常から気を配る。

（ボランティアなど学校にかかわる地域【登校安全見守り、読書ボランティア、学習支援ボランティア、サポセン職員】の声に耳を傾ける。）

相談体制の整備

☆教育相談の活用

（年間2回の教育相談、事前のくらしのアンケートを参考にしながら全児童に実施。誰にでも相談できる体制づくり）

☆保健室の養護教諭

（日頃から児童が相談しやすい雰囲気づくりをし、担任との情報交換を密にする。長期休み明け健康チェックアンケート等）

☆スクールカウンセラー

（計画的な運用、担任との情報交換）

☆学級懇談、個人面談の活用

積極的な調査

☆教育相談くらしのアンケート

年2回実施し、普段の指導、教育相談に活用

☆アンケートQ-U

年2回のアンケートQ-Uの効果的活用（担任による分析、生徒指導職員会での報告、学年部での話し合い）

☆長期休み明け健康チェックアンケート

2, 3学期始めに実施、心身の健康状態を確認し活用

☆学校評価アンケート（児童・保護者）

12月実施



いじめの
早期発見

早期対応の取組

◎いじめ対応で大切にしたい 「さしすせその心構え」

さ最悪の事態を想定して **し**慎重に **す**素早く **せ**誠意をもって **そ**組織をあげて

◎対応の種類と目的

◎適切な対応のポイント

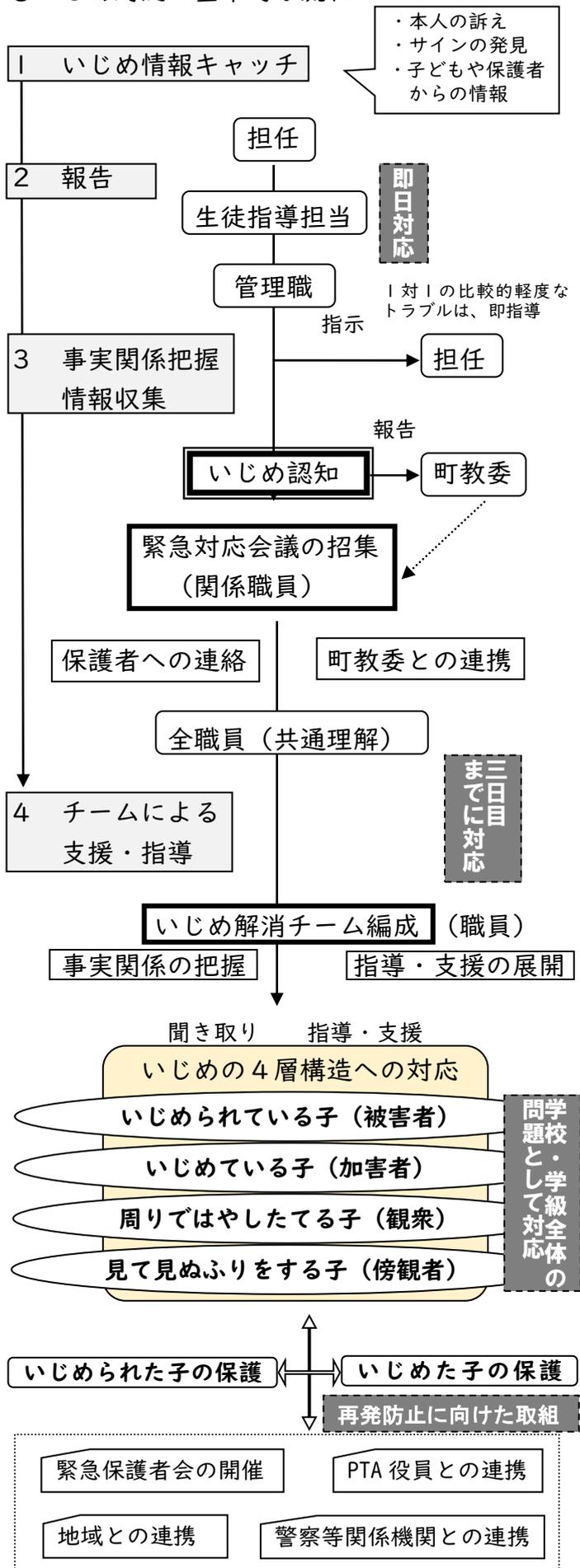
いじめ情報のキャッチ

- ☆1次対応（緊急対応） 事実関係の確認
- ☆2次対応（短期対応） チームによる対応
- ☆3次対応（長期対応） 再発防止の取組

☆学校の組織対応とチーム支援

- ☆いじめの4層構造への対応
- ☆被害児童の保護者対応
- ☆県・市教育委員会との連携
- ☆警察等関係機関との連携
- ☆PTA役員・保護者との連携

◎いじめ対応の基本的な流れ



ポイント・留意点

- ・小さな危機を見逃さない
- ・見て見ぬふり対応をしない
- ・訴えや情報は真摯に傾聴
- ・担任一人で抱え込まない
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身な対応
- ・「あなたを全力で守る」「お子さんを全力で守る」という決意とメッセージ
- ・数名からの言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視というレベルであっても町教委へ連絡

電話でなく、
顔を見て！

◇面談の基本スタンス

- ・「傾聴」「共感的理解」
- ・「適応へのサポート」

◇被害者への基本スタンス

- ・先入観を持たずに聞き、勝手に解釈や批判はしない
- ・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ
- ・保健室や相談室など危機を回避できる時間、場所を提供する
- ・話はその子と関係が良好な職員が対応することが望ましい（チームでの対応）

◇把握したい事実関係

- ①いつごろからか
- ②だれがどんな行為をしたか
- ③その時どう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの子どもたちの様子はどうか
(基本スタンスを大切に、負担にならないように配慮)

◇加害者への基本スタンス

- ・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聞く（理詰めで追い詰めすぎない）
- ・気持ちを十分聞く中で自らの行為の不当性に気づかせよい方向に導く

重大ないじめ事案への対応

重大事態の認知

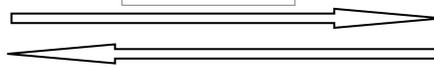
- ・ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
- (いじめ防止対策推進法より)

緊急対応会議の招集

学校

いじめ解消チーム

報告(義務)



指導・支援・支持・調査

緊急対応本部

町教委

緊急対応チーム

相談(通報)

警察

連携・協力・支援・援助

いじめ対応チームの編成

サポートチーム (学校・町教委・関係機関)

チームでの状況確認と対応方針の確認

事実関係把握のための調査等の実施

迅速な対応

組織的な対応

いじめ事案対応の基本方針

サポートチームによる指導・支援の展開
(いじめの4層構造に対応)

情報・窓口の一本化
感染の防止

チーム対応

外部対応

学級指導

全体指導

いじめられている子(被害者)

いじめている子(加害者)

周りではやしたてる子(観衆)

見て見ぬふりをする子(傍観者)

被害児童の保護者

加害児童の保護者

◇いじめられている児童を徹底して守り通すという姿勢の明示

◆自身が行ったいじめについて適切に責任を取る。
◆社会で許されない行為は学校の中でも許されない。

緊急保護者会の開催

PTA役員との連携

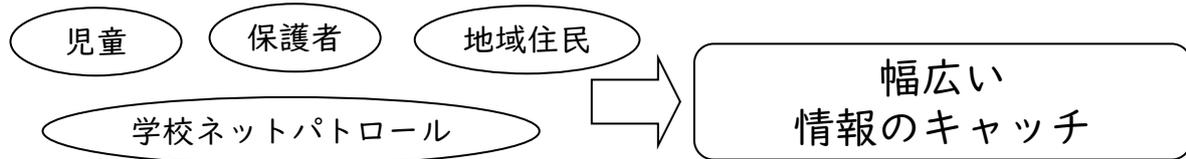
地域との連携

警察等関係機関との連携

いじめ等対応アドバイザーの活用(県との連携)

ネット上いじめ事案についての対応

◎認知



◎報告、相談、対応

重大事案と同様に警察・町教委へ報告し、チームによる対応をとる

◎特別な対応

◆拡散状況の把握と削除

・管理者への削除依頼 ・プロバイダーへの削除依頼

できない場合は、

島根県警サイバー犯罪対策係へ相談<0852-31-9110>

いじめ防止連絡協議会

- (1) 年2回開催される学校関係者評価委員会の際に、同じ構成員をもって、川本小学校いじめ防止連絡協議会を開催する。
- (2) 構成員は、PTA代表、自治会代表、社会福祉関係者代表、民生児童委員代表、保育関係代表と学校側管理職とする。
- (3) いじめ防止への取組や、現状などを確認する。
第1回(6月)・・・いじめ防止への取組みの紹介
「学校いじめ防止基本方針」についての助言

第2回(3月)・・・1年間の取組の振り返り、次年度について
- (4) いじめ事案が発生した場合は、その経緯や取り組みなどを協議会の構成員に報告し助言をうける。
- (5) 重大な事案の場合は、必要に応じて「いじめ対応チーム」の構成員として要請する場合もある。

いじめ防止に関わる取組の年間の流れ

1 学期	4 月	学級開き	いじめ防止基本方針の確認
	5 月	教育相談くらしのアンケート①	いじめ防止連絡協議会①
	6 月	QUアンケート①	
	7 月	教育相談①	保護者個人面談①
2 学期	9 月	休み明け健康チェックアンケート①	
	10 月	教育相談くらしのアンケート②	
	11 月	教育相談②	QUアンケート②
	12 月	保護者個人面談②	学校評価アンケート(児童・保護者) ※学校評価アンケート等を活用した取組の見直し
3 学期	1 月	休み明け健康チェックアンケート②	
	3 月	いじめ防止連絡協議会②	
	(毎月1回)	職員会議において	職員で情報の共有と児童対応の在り方を共通理解する